

●扶養から外す場合の添付書類(一覧)	離婚日のわかるもの（離婚受理書等）の写し	死亡届等のわかるもの
または就職先の資格情報のお知らせの写し	（受給開始保険が受給記載資格者証の写し）の写し	（死亡届のわかるもの）の写し *3
就職	◎	
雇用保険受給開始	◎	
離婚		◎
死亡		◎

◎…必ず添付

*1 受給開始日が資格喪失日となります。

*2 離婚日が資格喪失日となります。

*3 死亡日の翌日が資格喪失日となります

【注意事項】

別居や収入増など、被扶養者に該当しなくなった場合は、すみやかに届け出てください。

健保が届出を受理した日ではなく、事由発生日*が資格喪失日となります。

*事由発生日とは→扶養から外れなければならない事実が発生した日

